

建設工事における「単品スライド条項」の減額変更となる場合の運用について

白山市建設工事標準請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）については、平成20年8月1日に運用を開始（運用拡充は平成20年10月1日適用）したところですが、その後の燃料油及び鋼材類等建設資材価格が急激に下落していることから、請負代金額の減額変更を請求する場合について、現行の単品スライド条項を読み替え、下記のとおり運用することとしたのでお知らせします。

記

1 対象資材

建設資材価格の下落に伴う主要工事材料（全品目対象）

2 対象工事

適用日時点で継続中の工事及び新規に発注する工事

3 適用日

平成21年4月1日

4 請負代金額の減額変更の考え方

対象資材の価格下落に伴う品目類ごとの減額分のうち、発注者から請負者への変更請求に基づき、請負代金額の1%を超える額を減額変更します。

ただし、発注者が算定したスライド額に対し、請負者が異議を申立てたときは、発注者は、証明書類によって適当な購入金額であると認められる場合にあっては、変動後の実勢価格に代えて請負者の実際の購入金額を用いてスライド額を算定するものとします。

5 変更請求の時期

工期末の2ヶ月前までに請負代金額の変更請求を行う必要があります。

ただし、工期末が平成21年7月29日以前である工事については、工期満了前であって、かつ、平成21年5月29日までとします。

6 その他

詳細な運用基準は、別添「請負代金額の減額変更を請求する場合における白山市建設工事標準請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）の運用について」及び「減額単品スライド条項に伴う実施フロー」をご参照ください。